

ならない。

(所在市町村に対する価格の配分)

第五條 第二條及び第三條の規定によつて大規模の固定資産の価格を配分する場合において、当該大規模の固定資産が所在する市町村に対して配分する価格が当該市町村の基準財政需要額の百分の百三の額と基準財政収入額から当該大規模固定資産に係る固定資産税額を控除した後の金額との差額に相当する税収入見込額の課税標準となる価格を下らないようになければならない。

木

木材引取税の課税標準等について (案)

(昭二六、二、三三)

(1) 木材引取税の課税標準たる素材の価格については、素材が生産地において処分される場合には、当該生産地における処分価格によるものとし、素材が生産地において処分されず、他の町村において処分される場合は生産地内において通常処分される場所における価格とすること。

素材が生産地において処分されず、且つ生産地に通常処分を行う場所がないような場合には、通常処分される場所及びその場所における価格については、具体的事案につき関係官林署との協議の上決定すること。

なお、国有林については林野庁又は山元土湯において取引が行われるのが普通であると言つていいので参考のために申添える。

木材引取税
山元土湯
林野庁
関係官林署
協議の上決定
具体的事案